

高浜町空き家等対策の推進に関する条例 【概要版】

1. 条例制定の目的 (第1条)

《条例で定めること》

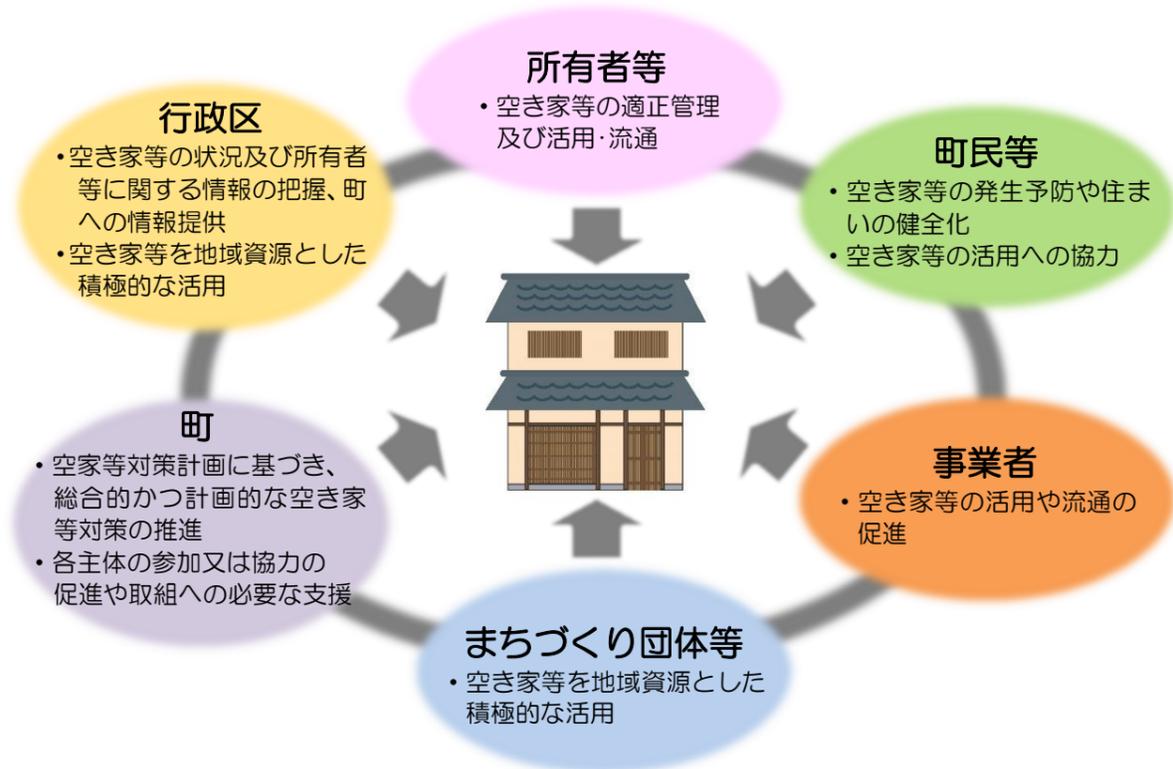
- 各主体の責務・役割 (町、所有者等、町民等、行政区、まちづくり団体等、事業者)
- 総合的な空き家対策を推進するために必要な事項
 - ・空き家等の発生予防、利活用、適正な管理、管理不全空き家等への対処、跡地活用に関する事項
- 管理不全空き家等への町独自の対応
 - ・特定空家等予防のための助言・指導、管理不全状態の空き家等への町独自の措置や対処

良好な生活環境の保全や地域振興を図り、高浜町のまちの魅力づくりに取り組みます

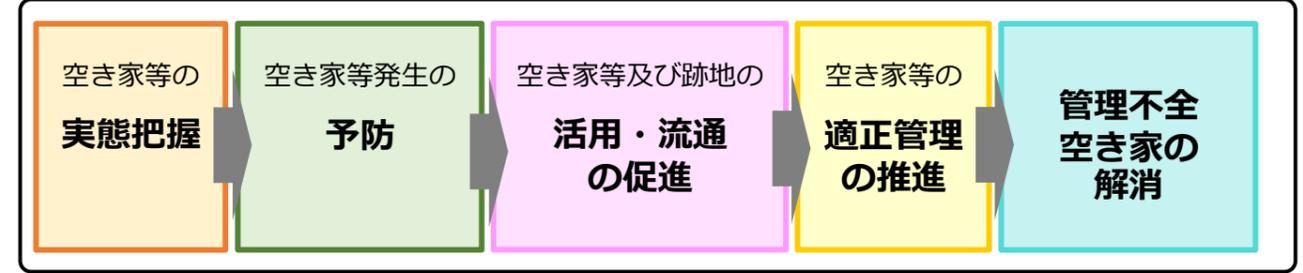
2. 目標 (第3条)

1. 空き家等の増加の抑制、適正な管理、老朽空き家等に対する適切な対処等によって「安全安心な住環境の形成」を図ります。
2. 地域の課題解決、地域資源の保全、観光振興等の観点から空き家等を有効活用することにより「地域活力の創出」を図ります。
3. 所有者等、町、町民等、行政区、まちづくり団体等、事業者といった「多様な主体が相互に連携・協働」して取り組みます。

3. 責務・役割 (第4～10条)



4. 空き家等の対策 (第11～15、20条)



5. 特定空家等に対する措置 (第16～19、23、24条)

